

# 平成 29 年度 事業計画書

平成 29 年 4 月 1 日から  
平成 30 年 3 月 31 日まで

公益社団法人 日本臓器移植ネットワーク

## 平成 29 年度事業計画書

### I 概況

臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 83 号）が施行されてから、7 年余りが経過した。

平成 28 年度は、7 月 1 日より新しい組織体制をスタートさせ、あっせんに関する手続きの統一化とあっせん機能の一元化を図ること、安全管理推進室とシステム管理部（平成 28 年 4 月 1 日～）を新設すること、常設のあっせん対策部を廃止し、あっせん事例発生時に立ち上げる「あっせん対応本部」を設置すること等により、信頼される社団体制の構築を進める改革元年と位置付けたところである。

平成 29 年度も引き続き、将来的に臓器提供件数が大幅に増加した場合にも対応できる骨太な組織体制を展望し、今まで是正できなかった地域によるルールや手続きの違いを改め、全国を統一した適正なあっせんを確実に行うことを目指す。

また、平成 28 年 10 月 1 日に導入した新レシピエント検索システム（以下、E-VAS）で、平成 29 年 1 月 26 日にプログラムミスが判明したため改修を行ったが、今後さらに、慎重かつ丁寧に E-VAS が「レシピエント選択基準」に適合していることを確認し、適正で迅速な移植希望者の選択を行うと共に移植希望者の登録・更新を行う移植施設及び移植検査施設からのアクセスを可能にして、複雑な手作業を省き、リアルタイムに患者情報を管理できる体制の構築に努める。

臓器提供件数は、平成 28 年度は平成 27 年度に比べ増加している。

（平成 27 年 4 月～平成 28 年 2 月：77 件（内脳死下臓器提供 46 件）、平成 28 年 4 月～平成 29 年 2 月：94 件（内脳死下臓器提供 66 件））

地域支援事業（病院啓発と一般啓発の両面からの活動を行うと共に、5 類型施設の院内体制を整備）は年々充実してきている。特に地域の基幹病院への院内体制整備事業は、全国 66 施設が社団と直接契約を結び、確実に臓器提供数の増加に結びついてきた。

平成 29 年度はさらに地域支援事業を軸とする地域単位の移植医療体制の整備を継続しながら、5 類型施設における選択肢提示への支援事業に取り組み、移植希望患者のために、関係機関とともに一層の移植医療の体制の充実、強化を図る。加えて、国民に対し臓器提供意思表示の重要性を広く伝える普及啓発活動を展開する。

### II 平成 29 年度事業計画

#### <公益目的事業>

#### 1. あっせん業務関係事業

- （1）臓器のあっせんを行うに当たっては、業務基準書（登録・更新、移植検査（本部対応、移植検査施設対応）、あっせん事例対応（現地対応、本部対応））に基づきあっせんを行う。業務基準書は適宜改定して適正化を図るため、気づきの報告から発信に至る情報の共有化に向けた仕組みを整え、コーディネーター全員が遵守できるようにする。さらに、業務基準書の形式に沿った教育用のテキストを作成し、教育・研修に活用する。
- （2）コーディネーター及びチーフコーディネーターの適正配置に努め、臓器提供事例発生時の連絡調整活動を行う。
- （3）ドナー適応評価や管理、ドナー家族の心理的ケア、小児臓器提供の体制構築などにつ

いて、助言・指導等を行うメディカルコーディネーターを配置し、円滑なあっせん業務に努める。

- (4) 地域活動強化のため、地域限定コーディネーターの配置を検討する。
- (5) 臓器移植に関する情報の管理・分析、レシピエント情報の登録・更新、臓器提供事例におけるレシピエント候補者の検索等の業務の精度アップ・適正化を図る。
- (6) 臓器提供事例発生時、常時移植検査を行える体制の整備のため、24時間ドナー検査対応が可能な移植検査センターにおけるHLA検査技師の設置に必要な経費の助成を行う。
- (7) 臓器のあっせんに必要な移植検査(ウエストナイルウイルス抗体検査)を円滑に実施するために、業務基準書の項目に基づき必要な経費の助成を行う。
- (8) 公平・公正な臓器移植を円滑に遂行するため、平成29年1月に判明したレシピエント検索システムの不具合を適正に改修し、確実に「レシピエント選択基準に適合していること」を確認しながら適切な運営管理に努める。

## 2. あっせん事業体制整備事業

### (1) 地域支援事業

#### ①都道府県支援事業

都道府県内における臓器移植に関するあっせん業務を公平、公正、適切かつ安定的に実施する支援体制を構築するため、都道府県内の臓器移植関係者(都道府県行政、各種団体、都道府県臓器移植連絡調整者(以下、都道府県コーディネーター))等が連携して行う事業の企画・実行を支援し、臓器移植対策の円滑な推進を図る。

また、各都道府県内における地域支援事業について全国規模で情報共有・情報交換及び目標・進捗・課題・改善策・成果の確認を行い、より効率的・効果的な体制整備の推進を図ることを目的とした会議を開催する。

#### ②院内体制整備支援事業

5 類型施設を対象に、院内の各部門間の連携及び都道府県コーディネーターをはじめとする院外の移植医療関係者との連携の下で、院内コーディネーターの設置、院内マニュアルの作成や実際の臓器提供を想定したシミュレーション等を実施することにより、臓器提供に関する国民の意思をより確実に活かすことができる院内体制の整備を図る。

### (2) 臓器提供意思登録事業

国民が臓器提供に関する意思表示をするための適正な知識・情報の発信、統計データの充実、パンフレット類の作成・配布により、意思表示(登録)促進のための環境と体制整備を幅広く行う。臓器提供に重要な意思表示がインターネットや書面で簡易にでき、意思表示のための知識向上及び理解に役立つ資材の作成・設置・配布を行うための環境を整備する。

### (3) 臓器移植研修事業

#### ア. コーディネーター研修事業

① 臓器の移植に関する法律に基づく臓器あっせん業務の適正かつ円滑な実施を図るため、社団のコーディネーターを対象に、コーディネーターの養成及び資質の向上を目的として、移植医療に関する最新の知見、コーディネーターの実務など必要な事項についての研修会を開催する。また、コーディネーター及びチーフコーディネーターのための研修会と試験を実施し、コーディネーター職の質向上を図る。

② 臓器の移植に関する法律に基づく臓器あっせん業務の適正かつ円滑な実施を図るため、都道府県コーディネーターを対象に、コーディネーターの養成及び資質の向上を目的として、

移植医療に関する最新の知見、コーディネーターの実務など必要な事項についての研修会を開催する。

#### イ. 提供施設技術研修事業

##### ① 救急医療における脳死患者対応セミナー

臓器移植法の規定による脳死判定のための脳波測定等の適正かつ円滑な実施を図るため、特別な施設において脳死判定や臓器提供の医療者の対応について集中的に学び、臓器提供を一つの選択肢として提示する意義を検討することを目的とした研修を実施する。

##### ② ハンズオンセミナー

臓器移植法の規定による脳死判定のための脳波測定等の適正かつ円滑な実施を図るため、各種学会において提供施設スタッフの脳死下臓器提供に関する理解を深めることを目的とした研修を実施する。

##### (4) 選択肢提示対応支援事業

臓器提供施設において、終末期医療の説明の中で臓器提供に関する選択肢を提示することに関する実態等を把握するとともに問題点や課題を検討し、患者家族の心情にも配慮した対応方法を医療機関において整備することへの支援を行う。

##### (5) ドナー家族に対する心理的ケア事業

ドナーファミリー専用ダイヤル、専用電子メールアドレスの設置、「ドナーファミリーの集い」の開催、コーディネーター対象の家族支援研修会の開催など、ドナー家族の心理的支援体制の構築を行う。

### 3. 普及啓発事業

#### (1) 一般普及啓発

臓器移植医療の社会的意義と成果を広く社会に伝えると共に、臓器移植に関する理解を深め社団の活動への支援を広げるために、資料集、手記、ポスター、グッズ、映像等適切かつ有効な資材を作成・配布し、都道府県と連携し、幅広く活用する。

#### (2) グリーンリボンキャンペーンの実施

グリーンリボンキャンペーンの活動を支援する企業と連携し、広く臓器移植の理解を深めるための積極的なアプローチを展開し、グリーンリボンキャンペーンを実施する

### 4. 運営管理等事業

#### (1) あっせん事例評価委員会

脳死下臓器提供事例の検証を行うため、あっせん事例評価委員会を開催する。早急な評価が必要と思われる事例については、脳死下心停止下を問わず、緊急に検証を行う。

#### (2) 移植検査委員会

あっせん時における適切かつ円滑な検査体制整備のため、移植検査委員会を開催する。

#### (3) 移植施設委員会

臓器移植施設全般に関わる事項及び諸問題について審議するため、移植施設委員会を開催する。

#### (4) 移植施設委員会 腎臓移植施設資格審査部会

腎臓移植施設資格基準に基づく、腎臓移植施設の新規登録及び登録更新の審査をする。

#### (5) 広報委員会

臓器移植の普及啓発、寄付金確保等、広報全般に関する事項について審議するため、広報

委員会を開催する。

## 5. 臓器移植法施行 20 周年記念事業

平成 29 年 10 月 16 日の臓器移植法施行 20 周年に向けて、これを契機として移植医療の発展に寄与すべく、国民大会（東京都）、学会や関連団体と協力して行う市民公開講座、スポーツイベント等を企画・実施する。また、これまでの臓器提供及び移植に関するデータを統計解析し「臓器提供・移植データブック」として発行し公表する。これを目的とした「臓器移植法施行 20 周年記念特別事業募金」の募集を推進する。

### <法人管理事業>

#### 1. 管理事業

（1）組織体制の強化にむけ、人事対応（配属・補充）、地域間手続き相違の解消等を計画的に実行する。

（2）社団運営のために意思決定機関である、理事会、社員総会を効率的に開催する。

（3）規程・規則の見直し・改訂を行い、新体制における管理・運営基盤を盤石なものとする。

（4）安全管理推進室の業務遂行に関する助言及び監視を行い、安全管理推進全般に関する事項を審議するため、安全管理推進委員会を開催する。

（5）新体制下における組織・財政運営の実践状況の検証及び検証に基づく更なる改善策の提言・実践を図るべく改革推進委員会を開催する。

（6）当社団の情報の提供等に関し、倫理的、医学的、社会的観点から倫理上の妥当性について審査、審議をするため、倫理委員会を開催する。